

平成23年8月19日（金曜日）

第7回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成23年第7回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
総務課長	高平功悦君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
副所長兼下水道班長	佐々木功君
教育長	小池満君
教育課長	亀井純君

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第71号

工事請負契約の締結について

平成23年8月11日入札に付した災害廃棄物仮置場（町民グラウンド）現状復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年松島町告示第26号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成23年8月19日提出

松島町長 大橋 健 男

記

- 1 工 事 名 災害廃棄物仮置場（町民グラウンド）現状復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による入札
- 3 契約金額 金5,182万8,000円
- 4 契約の相手方 仙台市宮城野区扇町3丁目1番5号
株式会社NIPPON宮城統括事業所

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第71号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した震災廃棄物の緊急受入場所として、6月上旬まで使用した町民グラウンドについて、当初の目的を終了したことから、グラウンド機能を早期に回復し、子供たちや一般の方のスポーツ交流の場所として利用できるよう現状復旧工事を行うものであります。

工事の概要につきましては、緊急がれき置き場として使用したグラウンドのがれきくず混入表土を撤去し、新たにクレー舗装をするものであります。また、今回撤去する表土の処分につきましては、宮城県に協力いただき、石巻港埋立地に埋め立て処分するものであります。

なお、工期は平成24年3月20日であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） 2点についてお伺いいたします。

現状復旧という形ですので、そうなのかなと思うんですけれども、あそこにはピッチャーズ

マウンドがあるんですけども、私が見る限り、あそこで野球をされているのが少ないのかなと思っております。その中でピッチャーズマウンドはまたつくるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 今回の事業は、補助対象ということで、現状復旧ということですが、実際、あそこピッチャーズマウンドありますけれども、少年野球とか使っていますので、あとほかの団体もたまに使っていると。基本的に少年野球も使っているということなので、現状で復旧したいという考えでおります。

○議長（櫻井公一君） 阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） 私自身もソフトボールに関連してやっているんですけども、結局あそこがソフトボールにすれば、メインスタンドにはならないわけですよね。そのピッチャーズマウンドが邪魔になってね。そういう関連もあるのでお聞きしまして、そう高さ的にはあの高さぐらいでいくという形でよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 現状復旧といっても、今のピッチャーマウンドの高さがどうかというのがありますので、それは工事の現場に入ったときに調整はしたいと思います。今の高さが高いか低いかというのがありますから、基準とかを踏まえてやっていきたいと思います。実際一番は少年野球の方々が使っているというのを見受けられますので、そこを踏まえて現状で復旧したいと。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○5番（阿部幸夫君） では、2番目に、今回クレイ舗装をした場合、多少なりとも我々もよく使わせてもらっているんですけども、ちょっとした風でも砂ぼこりがたつとか、そういうものがあるものですから、クレイ舗装というのはそういう強風、また多少なりとも暗渠性があるのか、その点を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 現状復旧と言われてはいますが、補助対象ということで、ではそのまま戻すかということではありませんので、今の土は混合だとかしていませんので、砂と混合はします。あと、表面処理も対象としてやっていると。表面処理は防塵処理剤ということで、砂とか、よく県道と、あと壮観の方に飛んでいきますので、それを踏まえて、防塵処理剤、表面の処理の経費も入っております。

○議長（櫻井公一君） 阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） そうすると、防塵処理剤というのは、人的、子供たちとか、例えば口に含んだとしてもそういう病氣的なこととか、そういうものは問題ないんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） この設計そのものは、屋外体育施設建設指針を参考にしております。当然、そういうのは塩とか入っていますけれども、人的に害がないということは公に認められるものということで、体に優しいということでそういうもので処理していますので、それは安心です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この工期のことなんですけれども、補助事業ということでありまして、大体いつごろから工期が始まる予定ですか。終わるのは書いてありますけれども、工期。ということは、こうやって子供たちもいろいろ運動場が少なくなっているわけですね。あそこはやっぱりサッカー、今課長が言われたように野球が非常に多く利用されているわけでございます。来年の3月20日というふうになりますと、やっぱりちょっともう少し早く完了できないのかなという思いがあります。そういうことで、このような契約になっておりますけれども、もっと早く完成できないかというようなことでありますけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 工期そのものは3月20日ということで、きょう議決いただければ、早速現場等の手配をしたいと思えます。それで、確かに子供たちとか、いろいろなスポーツ団体とかも使っているということで、10月にはKHBマラソン、12月には駅伝と、直接関係はないんですけれども、そういう工期の中で工事がストップということがありますけれども、なるべく年内には完成させたいと、大方ですね。それは施工業者との相談はありますけれども、基本的に3月20日はとっていますけれども、一番は何かというと、すきとりはそんなに時間はかからないんですけれども、残土処理ですね。今のところ石巻の方に残土処理をするということもありますので、それも踏まえますけれども、なるべく色川議員がおっしゃるとおり、早目には完成はしたいと思えます。

なお、表面処理は別にして、下層とか、混合土になれば、寒い時期というのは余りうまくないというのは存じていますので、それも踏まえて早目に完成はしたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。

まず、一つは、指名競争入札であります、何かこれは基準があるのかどうかですね。まず一つお聞きをしたいわけであり、というのは、7月からずっとさかのぼって見たわけであり、7月は1件、6月はゼロ件です。5月は3件ですというふうに、条件付指名競争入札をしていると。去年あたりですとほとんどが大きなのは条件付指名競争入札に付していると。こういうふうな状況であります、何か町長の指示があるのかですね。この基準があるのであれば、その基準はどんな基準なのかをお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 基準があるかということで、今までそれ以前については公募をして、その後の指名という形が多かったわけですが、今回3月11日の震災で、この辺の取り扱いで松島ばかりじゃなく、県内一斉に公募してもなかなか集まっていけないということ等々がありまして、そういうことがあると。それともう一つは災害復旧とか何か絡みですので、迅速に対応したいということがあるということなので、ほかの仙台市とか何かを参考にいたしまして、うちの方としても特例措置的なで、東日本大震災に伴う町発注工事に関する特例措置ということで、迅速に発注するという、施工したいということで、直接指名によって取り組もうと。そしてなるべく早く復旧しようということでこの平成23年度の事業に関してそういう取り組み、平成23年度以降になるかもしれませんと、復旧ですので。そういう取り組みをしたいということで、特例の措置をとらせていただいております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今課長の言うのもわからないわけではないわけであり、5月の条件付一般競争入札もあるんですよ、3件もあるんですよ。6月はないんですよ。7月が1件でした。それもとんでもないのが指名……、条件付一般競争入札をしている。そういうふうなことになるとね、だれが指示をしているのかと、まず。というようなことをお聞きをしたいわけであり、極端な例を一つ申し上げますとね。新田歌ノ入線側溝改良工事、知れたものの工事なんですよ。こいつが条件付一般競争入札しているんですよ。そして、指名したのも辞退したのもいっぱいあるんですよ。そうすると、指名されない人たちでも入りたい人が逆にあったんじゃないかと、こういうふうに考えると、あなたたちの言っていることが必ずしも正しくないというふうな気がするわけであり、それは何も感じませんか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今、歌ノ入、町内業者等々のやつで、指名して辞退。そういうのも

現実的にありました。じゃあ公募をしたら、その間1カ月間日数もかかるということで、直接指名でという形をさせていただいているわけです。そういう中で、直接指名した中でも辞退というのが出てきている。この辺は、この歌ノ入というのは小さい側溝改良ですので、規模的には小さいのもあるかも知れませんが、大きな工事、コリズ登録、現場代理のコリズ登録関係もあります。そういうことで辞退するところが大変今多くなってきて、指名しても、公募しても、条件的に今言ったようなことで、もう事前にお断りがあるということがあります。そういう中で、何とか発注して対応していただきたいということで、ある程度辞退はあるのかなという気持ちもありながら、早急に復旧ということで、直接指名という形を取らせていただいております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 言っていることがわからないことはないんですが、7月にやった、これとちょっと関係ないので申し上げるんですが、体育館の附帯工事設備、こいつなんか条件付指名競争にしているんですよ。こんなもの指名競争入札でどうせ前にとった業者をとること決まっているんでしょう、大体。それなのにわざわざ格好よく、条件付一般競争入札にして、業者を呼び込むと。こんなことをしているんですよ。わかりますか。3,880万円、99.8%で体育館の附帯設備建設工事は深松建設が、本体工事をとったところが条件付一般競争入札に入ってとっているんですよ。これなんかは指名競争入札で十分なんじゃないですか。それなのにそういうふうなものを格好よくやる。これは今言ったように、早くやりたい。早くやりたいて、一般競争入札だってそんなに期間をおかないたって、今インターネットでみな承知できるわけでしょう。そうすると、そんなにかかるものでないと思うんですよ。そういうふうなのにこういうふうにやっている。何か町長、その一つ基準でも設けて、指名競争入札はこれでいきますよと。こういうようなものをつくるべきではないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 尾口議員のお話の中で、今回我々がやったやり方については、そういうこともあるだろうというふうにおっしゃっております。実にそのとおりでございまして、緊急性なり、今の状況なりということを考えて、できるだけ早く適切にやるということで、今回の手法を選ばせていただいております。もちろんいろいろな手法があるというふうなことは私も存じておりますけれども、今回、できるだけ早く、そして今の状況に合わせてやっていただける業者さん、やっていただけない業者さん等々ありますので、その辺も考慮しながら進めさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 指名になると落札率が上がるんですよ、これは。常識的にそうなっているんですよ。なお、それらを見て、私もおととい資料をもらってから、おたくの方から議会に来た資料を全部見たんですよ。毎月入札の状況が議会に来ているものですから、これを見てお話し申し上げているんですよ。だから、そういうふうなものを何だかわからない5社指名するとか、8社指名するとかと。指名もいる、いろいろあるようです。

だから、かえってしたい人のとこにさせた方が一番いいと思うんですよ。これは条件付一般競争入札に入った業者さんは必ず札を入れているんですよ。自分が、私が入りたいと、こう入ってくるわけですから。そうすると、それ以外の指名は、ああ、こいつをとらせるんだと、こうなれば、私のところは辞退するよと。こういうようなのもあると思うんですよ。だから、そういうふうなものはっきりしておいてやるべきなのではないかと。これは何回言っても同じことになるんだと思うんですが、ただ、そういうふうにしておかなければならないということだけ申し上げておきます。いいですか。

それから、最低制限価格があるわけでありましたが、失格者がいる。この仕事は、最低制限価格をもっと下げてもよかったのではないかと。難しい仕事何もないわけでしょう。最低制限価格をつくるというのは、業者さんに粗雑な工事をされたりしては困ると。そういうふうなこともあって、最低制限価格を設けているわけです。これなんかは基準価格でやってもよかったのではないかと。単に下層路盤2メートルをみんなとると。そして下層路盤を10センチ入れて、表層路盤を10センチ入れると。あと持っていくところは決まっていると。こういうようなことであれば、安くできたのではないかと。失格者が2人もいます。これも指名競争入札で大きな業者さんですから。竹中土木、それから大林土木と、日本の一流企業が入って失格になっているんです。こういうようなこところにしてもらったのではないかと、こう思うわけでありましたが、その何でもかんでも最低制限価格は設計額の何十%にしなければならないんだという根拠がなにもないわけでしょう。あるんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的に、工事とか、委託でも、財務規則とあと工事の場合は工事施工規則に基づいてやっております。ただ、今までは調査基準価格というのを設けておりました。ただ、平成22年2月に、入札監視委員会の中で、低入札、余りひどいのではないかとということで、調査価格を下回って、その後調査してもなっていると。宮城県、近隣でもそういう傾向が見られるということで、松島町としても入札監視委員会の意見を踏まえて、平成22年2月

18日に入札監視委員会を開きましたけれども、その意見を踏まえて、最低制限価格を工事関係はそれ以降、今現在まで設けているということでございます。

工事の内容によっても確かにあるとは思いますが、基本的に今のところはそういう状況も踏まえて、最低制限価格を設けていくということで、松島町建設工事施行規則にもありますけれども、それで最低制限価格を設ける基準というのを設けて、工事費に対して幾ら、現場監理費に対して幾ら、一般管理費に対して幾らという基準を設けて最低制限価格を設けているところがございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ここにも松島町建設工事施行規則の中に、調査基準価格というのを設けているんですよ。入札監視委員会のなにかあったときに、私はおかしいのではないのかという質問をしているんです、このときも。いいですか、そのときはそうでないような話をしているんですよ、あなたたちは。ここでだめだというなら、とったらいいんじゃないですか。こういうふうな基準を設けていながら、いや、だめだったんだからやめたんですよ。この基準価格というのは無意味なんじゃないですか。それはそれで残っていて、あとはまだ監視委員会がなくなったらやるというんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 建設工事施行規則の12条には調査基準価格というのを設けております。これは数十年前にある程度最低制限価格、世の中で12条の2で最低制限価格だけだったんですけれども、最低制限価格を今の考えと違って、昔は下回ってもそれは調査すればできるのではないかということで、12条で調査基準価格を改めて設けたところがございます。ただ、ここ数年、この調査基準価格を設けても、今の状況の中で入札監視委員会の中でもありますけれども、最低制限価格はある程度のものを設けなければ、松島以外でもいろいろ議論になっているということで、最低制限価格を設けているところがございます。だから、じゃあ12条の調査基準価格を削除したらということはありませんけれども、今後の状況によってはこれも使うという条文でありますので、このまま残している状況です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 入札の失格というのは予定価格を下回ったら失格だと、こう言っているんですよ。今言っているのと合いますか。12条の2の基準価格というのと入札の失格の関係ですね。予定価格を下回ったら失格だと、こう言っているんでしょう。言っていないか、15条の2。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 今回の失格は、建設工事施行規則第15条の2、1項の10ですね。最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったと。これは15条の2で入札等の失格ということで、今回2社が失格ということになっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから私言っているんですよ。調査基準価格をそのまま、そういうふうなものも使ったらいいのではないかと、こういうふうに申し上げているわけです。これでは、今答弁したのは、低いときには、最低制限価格を設けないときに、こいつを言っているんですよ、調査基準価格というのは。最低制限価格つくったら、最低制限価格を下回ったのは全部失格になるわけですから。だから最低制限価格をもしつくるのであれば、そういうふうな事業内容によってその少し低くするのも出てくるのではないかと。いいですか、50%でやると言っているんですよ。失格は54.4%、これも大手なんです。大手だから絶対間違いがないところなんです。それからもう1回の失格は62.6%、そういうふうなものでやっているものですから、これらも考える必要があるのではないかと、今後ですよ。そのものによって考えなければならない。建物や何かですね、中の見えないところ、それから土木工事で下の方に入って、隠れてしまうところ、こういうようなのが多いやつは当然予定価格も最低制限価格も割に高くしなければならぬだろうと、こういうふうに思うわけでありましたが、これはだれが見ても見えるやつなんです。そして運ぶのもトラックで運ばなければならないわけですから、運ぶ場所も決まっていると。こういうふうなものにするには、そういうふうなものもしなければならぬか、今後反省するとか、考える余地はありますか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 財務規則、施行規則そのもので予定価格そのものは執行者である町長の考えなので、それは執行者の考えということになりますけれども、予定価格作成者ですね。ただ、予定価格を設けて、3通りあります。調査価格を設ける場合、最低制限価格を設ける場合、あと設けない場合とあります。ですから、調査基準価格と最低価格を両方設けるということはなくて、その3者の中でどれか選択すると。調査価格であれば、財務規則とか、要綱にはありますけれども、下回っても調査する。制限価格はここの施行規則の15条の2で自動的に下回ったらなるということになります。ですから、今回は失格と。ただ、工事の内容によって、尾口議員が言われたとおり、これは松島だけではなくて、宮城県でもいろいろ問題になっているということで、宮城県でも調査価格を設けないで、基準価格を設けないで、最低制限価格で

やっているという動向もあるので、うちの方もそのようにしておりますけれども、今後の入札そのものというのは、いつまでも完璧というのではありませんので、今後の課題事項かなとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は調査基準価格を設けてさらに予定価格を、最低制限価格を設けると言っているのではないんですよ。はっきりこのところは申し上げておきますから、最低制限価格を設けないときには調査基準価格を設けるんですよと、私は質問で言っているんですよ。いかにもあなたたちしかわからないような答弁をしているんですが、最低制限価格を設けたときには調査基準価格は要らないんですよ。だから、最低制限価格を設けるときにも、その内容を十分精査をする必要があるのではないかと。最低制限価格をつくる段階で、精査をする必要があるのではないかと、こういうふうに申し上げているんですよ。だから、そうでなければこういうふうな単純なものであれば、調査基準価格を設けてもいいのではないかと。どちらかにすべきなんだろうと。いずれにしても高どまりになってしまっている。

それから、宮城県が何だというのは、前知事さんのときに、たたきあいをして相当安くなったと。あの新しい知事さんになったら、いや、業者もうんと大変だから、そいつをやめっぺって、やめたから価格が高どまりになった。今度は、6月議会ですか。何ですか、落札率がうんと高くなったんでないかというふうな議会からの批判があって、それは随契が多かったからだよと。こういうふうに言っているわけでありますが、その県でも高くなっているというのは認めているわけですよ。必ずしも高いからいいものではないわけですね。その適当な額を定める必要があるのではないかと。だから、のっばるだけではなしに、検討するものがあれば、今後検討したらいいのではないかと、こう申し上げているわけであります。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） この工事そのものも大手とか、辞退もいる、失格者もいるということで、なかなかこの工事以外でも入札制度そのものは完璧というのがあるありませんので、難しい面はありますけれども、尾口議員の言われるそういう制度そのものの考え方とかも考慮に入れながら随時適正に進まなければならないとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第71号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第72号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第72号平成23年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第72号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第6号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,329万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7,823万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年8月19日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第72号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う一部損壊住宅修理補助事業等について補正するものであります。

歳出につきましては、5ページをお開き願います。

3款民生費、3項1目災害救助費につきましては、東北地方太平洋沖地震による被災世帯主に対し、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の支援対象等の国等支援制度の対象とならない一部損壊住宅に対し、建物の修理を行った費用について、町が支援するために補正するものであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、震災で被害を受けた農業生産関連施設の復旧費について宮城県より交付決定を受け、補正するものであります。

3項2目水産業振興費につきましては、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業の震災対応事業の追加分として実施するものであり、津波被害を受けた漁港での作業者を雇用する事業を付託するものであります。

6ページをお開き願います。

9款消防費1項3目災害対策費につきましては、震災時の庁舎内の停電等に対応するため、エンジン付大型発電機を購入し、庁舎内の電力を最低限確保し、今後の震災時に備えるものであります。

11款災害復旧費1項1目農地災害復旧費につきましては、他の災害復旧に係る測量設計及び査定設計書作成費を補正するものであります。2目農業用施設災害復旧費につきましては、排水機場及び農業用水路並びにため池、農道等の災害復旧に係る測量設計及び査定設計書作成費を補正するものであります。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、町管理となっております銭神、名籠、古浦漁港の災害復旧に係る測量設計業務及び7月に災害査定がありました道路災害10カ所の補助災害復旧工事並びに地震による海岸線の沈下によって海水浸水が予想される3カ所の高潮対策としての仮設ポンプの設置工事費を補正するものであります。

4項1目その他公共施設、公用施設災害復旧費につきましては、役場庁舎の災害復旧に係る詳細調査検討業務について補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項5目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました道路補助災害復旧事業に対するものであります。

16款県支出金2項4目労働費県補助金につきましては、歳出でご説明しました緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業の震災対応事業に対するものであります。5目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました震災で被害を受けた農業生産関連施設の復旧費に対するものであります。

4ページをお開き願います。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、6月の補正予算で議決をいただいた財団法人宮城県市町村振興協会からの交付金の追加分であり、農業用施設災害査定設計書作成業務及び漁港災害復旧測量設計業務の財源とするものであります。

22款町債1項5目災害復旧債につきましては、歳出でご説明しました道路補助災害復旧事業に対するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 4ページの歳入、振興協会市町村交付金の8,000万円、これをお聞きしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） お答えいたします。

これについては、6月補正の中でも一度説明をさせていただいておりますけれども、市町村振興協会市町村交付金ということで、宝くじの収益金を財源として市町村が行う緊急を要する公共事業に対して交付されるものということになっております。

それで、今回災害救助法適用となった自治体に対しまして2,500万円、これは一律でございます。それで、これに今度加算基準がございまして、死者と住家が全壊した棟数を加算した数ということで、全壊は一つの最低基準で200棟未満100棟以上が被害を受けたということに関しまして最低基準であります2,000万円が加算されまして、一律交付の2,500万円と加算の2,000万円が4,500万円が一度交付になったということでございますが、この最高基準がございまして1億円、この基準を今回松島町の場合満たしたということで、差額の8,000万円が今回交付されたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、これはこういうふうなのは議会がわからない方がいいんだと思うのでありますが、そういうような資料を出してもらわないと、おれだけわかっているんだよ。議決をするのは議会の方なんですよ。だから、聞かれたらおれがわかっているんだから、おれが説明すればいいんだということではなしに、聞かなくたっていいやつを聞いている場合あるわけですよ、質問をですね。だからそういうふうなのは資料として出していただいて、前

に2,000万円やっていたから、最高1億円なんだけれども、8,000万円今度補正だよと。こういうふうなことであれば、どなたでもわかるわけです。こういうふうにしていただきたい。

それから、財調の話が出て、この間の前の議会で商工会の貸し付けも一部損壊はだめだよと、こういうような話になったわけでありましたが、町長は今度一般の住宅の一部損壊ですね。200戸の200戸、400戸を補正したわけでありましたが、財調は十分なんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 財調、十分なのかというご質問ですけれども、今回の補正の提案によって財調がどうなったかということをお話をさせていただきます。

まず、今回の補正で財調からの取り込みが8,736万8,000円ということになりまして、これは補正後の残高について申し上げますと2億8,941万3,000円、これが財調の今の手持ちの残額という形になります。財調はどうなんだという今お話でございますけれども、今回の災害で、今回もそうです。物すごく厳しい状態にあります。そしてこれから出てきます査定を受けるための調査費があります。漁港とか農地災があります。これらが今の段階で補助の道、あるいは起債の道に該当しない。そういうことがあると、そうすると一般財源の持ち出し。ただ、今県の知事さん方を中心に、県の3次補正の中にこの辺の取り扱いを何とかならないかという要望事項はしております。そういうことで、財調というか、補助、あるいは起債の対象にならない今回の災害の分がまだまだ出てくるのではないかというような気はします。そういう中で、今財調2億9,000万円ぐらいしかございませんが、大変厳しい。逆に来年度の予算をこれから編成していく中でも厳しい数値で今動いているという形でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は前のときも、財調なんていうのはこういうような災害時、百年に一遍、千年に一遍あるかも知れないときには、財調なんかなくなったっていいんだという考え方だったんですが、執行部の方は5%を堅持しなければならぬだよというような話をしたわけでしょう、この前のときに。この2億8,000万円で5%堅持するんですか、今後も出てくる可能性があるのに。

だから、話はそういうふうなものまで含めて話をしないと、そのときそのときで終わってしまうのではだめなわけですよ。今からも出てくる可能性はあるわけでしょう。それで5%を堅持するんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 5%というお話がありました。単純に宮城県の出しているもので

5%とかという話、じゃあ松島町で計算するとどのくらいかということ、1億5,000万円か2億円ぐらいかという数字になりますが、実際、今財調が1億5,000万円とか、そういうのを下回ってくると、国のヒアリングを受けて、そういうものに該当してきますよというのは、これは災害があっても、今の状況では変わらない状況にあります。そういう中で、今5%という数字が実際これから平成24年度の予算を組む中で、財調の取り崩しも例年ですとそれ相当なやつが出てくるだろうということを見ていった場合、この今3億円であっても、最終的にそういう取り込み、それからこれから災害復旧、現場がどんどん出てきます。そういうのを取り込んでいくと、この今ある3億円、5%1億5,000万円、2,000万円でも、これは大変厳しい数字になるということになります。もう今5%にこだわる話ではなく、災害復旧ですので、できる限りのところはしていきたい。ただ、予算の財調については次年度以降の予算案も踏まえて、やっぱりこの辺の財調については考えていきたいというふうに考えています。今ゼロにしちゃうと来年度予算が組めないというようなこともある程度は想定ができますので、それらを見込んだ数字のラインでいろいろ対応していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は財調がなくなってもいいという考え方ですからいいんでありますが、ただ、この間の答弁からいくと、必ずしも適当な答弁にならないのではないかなと、こういうふうに慮って今申し上げているわけでありまして。それ以上追及をしません。私は財調、こういうようなときだからどんどん使っていくと、なくなってもいいと。こういうような考えでありますから、そうではありますが、答弁はだから慎重に尾口だから何を言ってもいいんだというのでなしに、慎重に答弁をしていただきたい、こういうふうをお願いを申し上げます。

それから、これと関連するのでありますが、国県支出金があるわけでありまして、この間、8月13日の新聞を見まして、特別財政援助法の政令改正が閣議決定されたと。岩手・宮城・福島で20町村が追加になると。それから、被災者向け特別自治体は221市町村とある。これを受けると、復旧事業費は二、三割安くなるんだよと。こういうようなことが新聞に出ていたわけでありまして、私の方は災害救助法の適用を受けて、最高額の補助になるのか。この何には全く該当しなくても最初からなっているんだと。こういうふうなのかどうかお聞きしたいわけがあります。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財政課長（熊谷清一君） 今お話がありましたけれども、災害復旧、今の予算編成の中では0.667、3分の2で計上、そして裏負担について起債とかを充当にかけます。

それで、今後の今査定設計の段階で予算を今検査していただきます。これが発注されていきます。それで行くことによって額が確定することによって、今言った激甚災とかいろいろなことに対する簡単にいえば上乘せ分ですね。この辺がどこに落ち着くかというのがなかなかちょっとそれ相当に動くのではないかと、8割とかその辺動くのではないかというふうには見ていますが、それも実際発注して、額が決まってからかさ上げの申請、上乘せの申請を行って額を確定していくという形になるかと思えます。ただ、このときには今言ったような災害ですので、補助と起債ということでございますので、こっちの方が上がって、裏負担額が減ることによって、財源的には一般財源に対する影響はそれほど出てこないかもしれませんが、補助金は上乘せになってくるかと思えます。

これらについては、その辺が確定した段階で、財源とか何かは構成していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それは内容はいいのでありますが、私はこういうふうな災害救助法の適用を受けて、補助率が今のところあると。これはわかるんですよ。だから、こういうふうな特別支援法の政令改正があって、そういうようなものに該当すれば、補助率がもっとアップになるよと。補助と起債だけでほとんど町費出さなくていいんだと。起債というのは借金でありますから、後で財政に影響してくるわけでありましてですね。だから、こういうふうなものに該当はしないのかどうか、こういうようなものを見たことがないと言えれば見たことがないでいいんでありますが、そういうふうなものに該当させる努力をもうしなければならぬのではないかと。東北みんなですから、必ずしもそういかないんだと思うんでありますが、そういうふうな努力をしているのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今の答えだけ言えば、していると。それで、これらの取り組みが、今さっき言った発注をして、その辺の数字をつかんで、随時確定した数字である程度動いていく作業はこれから出てくると。ということですので、そういう取り組みに向けて取り組みをしていきますと。今後してくという形になります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） こういうようなのさ該当するかしないかすれすれのときには、町長がみずからその旗を振っていかなければならない。そういうふうな状況にもなっているんだと思うんですよ。そういうふうなものまでやらないで、ただ出てきて、査定して金額が出てきて、は

っきりした補助率がこうだと、起債がこうだといったときに、こいつもあるからそれでは何とかというようなことでは、遅くなるのではないかと思ったから、申し上げているわけでありませう。

それから、この7ページの庁舎の災害復旧詳細調査検討業務委託料にあるわけですが、これは何ですか。最後にこの一番下に事業期間は平成23年9月から11月までだ。その他として、調査終了後、実施設計、復旧工事を実施すると。こういうふうになっているわけですが、これは後で予算をまた出すと、こういうふうな考えですか。委託料で出ているわけですから、これが入らないと思ったのでありますが、復旧工事を実施すると、こういうふうに事業内容にあるものですから、事業内容というものはどういふのだということでお聞きをしたいわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、今回の予算で計上されたものについては、この役場、前回、7月で調査の概要等は皆さんの方にお知らせさせていただいて、今回予算を計上させていただきました。これにつきましては、まず、今回被害を受けたこの庁舎をなるべく早く復旧したいと。そのためにも復旧し、なおかつ利用していきたいというのが基本的な考え方で、今回それに係る調査、それから調査していろいろな検査もします。ちょうど役場の庁舎のこの下の1階の底を掘って、くいを出して、そのこのくいの状況がどのような状況かということ掘りながら、あといろいろな検査方法がありますので、検査をするというところまでが今回の調査で考えております。その調査の内容によって、どんな手当てをしたらいいかというのが今回の調査の結果によって設計を組むと。そして設計を発注するというところで終了後実施設計、実施設計することになると、次には設計が出来上がれば復旧工事に入るという、次の流れがあるということですが、こう書かせていただいたわけでありませうけれども、今回の調査はこの建物をまず復旧して、当分の間使っていきたいという基本的な考え方があります。そのためのどんな復旧をしたらいいかを、まずものを調べて、いろいろな試験をしますというところまでの内容でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は、日本語でありますから、素直に事業概要としてこういうんですよ。書いたら、それが事業費なんだよと、今度の事業費なんだよと、こう読んだわけでありませうが、内容を見ると、んでないべなというふうなことで今申し上げただけでありませうが、今後、その事業が出てくればと、こういうようなことにならなければならないのではないのかなと。

間違ってしまうのではないかと。これを見て、そう思ったから、ご質問を申し上げたわけであります。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 災害復旧費の関係で、農地災害査定設計、農業用施設査定設計、農業については4,250万円の査定設計ということで、内容が全然出ていませんので、この内容をお知らせいただきたい。

それから、町道の復旧工事、特にというか、1カ所気になっていたんですが、銭神大浜線、これは銭神、名籠周辺に住んでいる方々のために内部から工事をするようですけども、行く途中のアイランドのこっちから行って手前の方、かなり大きな亀裂箇所とか、確かに通行どめはされているんですが、いろいろな関連で、あそこを必ず通らなければならない人たちも大分おられますし、観光客含め、あそこを通っている方も結構おられるようです。その辺の今後の見通しはどうなっているのか。この大浜線は特に幹線道路がかなり傷んでいるということで、その他の町道関係の今後の見通しは逐次うちの高城川沿いの桜並木周辺もかなりの町道が傷んでおりますし、ああいう復旧工事の見通しはどのようなことになっているのか、ちょっとお伺いします。この災害復旧費の関係の細部を教えてください。

○議長（櫻井公一君） それでは、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 農地災につきましては、1カ所1件ということで、検行地区、ここに水田の被害がございまして、そこを1カ所調査費を上げているということでございます。

それから、農業用施設災害復旧工事につきましては、今回は33カ所を予定しております。揚水機の部分が6カ所、それから排水路5カ所と、それから農道になりますけれども12カ所、それからため池9カ所、それから公園になりますけれども、ユーユー公園のところになりますけれども、1カ所ということで、今回33カ所を予定して上げているというところでございます。

それから、町道につきましては、全体になりますけれども、町道の予定箇所は、補助の分としては115箇所ですね。今現在予定しているということで、単独災も82カ所ほど予定しているという部分ございますけれども、全体が7億円ぐらいかかるということもありまして、通常ですと災害といいますと3カ年で行うということで、当年が大体全体の30%ぐらい。それから2年目が50%、3年目に20%ぐらいということで、大体その割合で災害復旧をやるということで、基本がそこにあるということで、国庫補助もそういった形で補助されるという形になるんですけども、今のですと、今回上げているのが10件ということで、補助災害ですね。前回は13件ということで、まだ23件分しか上がっていないということで、12月年内中には全部の査定を終

わらなければならないということがありまして、道路災、それから農業施設災、あと漁港もですけれども、すべてを年内に査定を受けなければならないという部分がありますので、そういった形で対応しているという形です。その後、工事費とか発注していくという形になりますので、先ほど言われた危険な箇所、アイランド前とか、基本的には通行どめして、迂回の看板を上げているんですけれども、実際は通っているという部分もありまして、応急的にはあそこは本来は全面通行どめをして、ぐるっと回ってもらうというのが正解かなというふうに、施設とか、アイランドぐらいしかないものですから。ただ、通過車両があそこを現実的には通っている部分がございます、危険な部分については看板を上げたり、一部やっているんですけれども、今指摘があったように、もうちょっと危険の部分を回避すべきだというのであれば、応急的な復旧とかして、安全にある程度通れるような形に対応したいというふうに考えております。

あと、今出た幡谷の方の桜並木の方も一部補修をしまして、大体安全に通れるだろうということなので砂利敷きとか、そういった部分はやっておりますので、復旧工事まで時間はかかるということもございますので、応急的には砂利を敷いたりとかして、対応していきたいと。

あとは、今回は駅前とか、高城の駅前とか、一部砂利だった部分を舗装したりとか、交通量の多いところとか、そういった部分は舗装で仮復旧をしたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 農業施設関係33カ所ということで、かなりの金額になるのかなと思っています。それらの33カ所の資料の提出をお願いできればと思います。議長、お願いします。

震災以外の関係で、総額見通しとしては幾らぐらいになるんですか。これもお聞きしておきたいなと思います。

それから、町道関係の復旧が1年目が30%、2年目50%、20%という順、括りでやられるようですが、やっぱり交通安全上、その辺をきちんと見て、危険箇所から随時補修していくような形をとっていただければなと思いますので、その辺も心積もりをしていただいて、復旧に当たっていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 資料等について、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 資料は提出させていただきます。

それから、今ご指摘のとおり、できるだけそういう形で危険な箇所とか、優先順位をつけて復旧に当たっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 補足答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 太齋議員おっしゃることはまことにそのとおりだというふうに思っております。今担当の方からも申しましたけれども、町長としても今太齋議員がおっしゃるような方向で頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。

ただいまの議論の延長としてお尋ねいたします。

高潮対策、今道路の方のお話ございましたけれども、この資料を見ておりましたら、道路のほかに地盤沈下による海水の浸入が予想される高潮対策ですね。仮設ポンプの設置工事費、ここを早川の銭神の反対側ですね。ここもかなり高潮というか、今水で大分お困りになって、道路も壊れているんですけれども、ここのポンプというんですか、あそこ壊れていましたし、この辺をどうなさるのか、いつごろやられるのか。

それからもう一つ、夏祭り終わりましたけれども、盆踊り会場の反対側は水がいっぱいあって、観光客や何かが大分お困りになっていた、そういう高潮対策等について、どのような計画をお持ちなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 高潮対策で建設課所管の部分といたしまして、今回3カ所ほど上げているということで、この部分につきましては、磯崎漁港の入口の西村歯科さんのところのあの辺が水が上がるということがこれまでもございまして、そこ1カ所と、それから柿ノ浦地区ですね、ポンプが故障しておりまして、そこに対策等をとらなければならないという部分と、それから名籠漁港ですね。高潮で水が上がっているという現状がございまして、その3カ所を建設課として担当して、対策をとっていくという形で今回計上させていただいております。

それから、早川地区、これは多分フットボールセンターの前だと思いますけれども、あの部分については、県が農地海岸ということで、この間県の人と現地を確認させていただきまして、堤防をかさ上げすると。堤防といいますか、道路の部分ですね。かさ上げして、隙間については堤防をコンクリートで全部埋めると、そういった対策をとって塩水、海水の浸入を防ぐという対策をとるとということで、盆を明けてからということで、業者さんも盆明けでないと入れないということもございましたし、そういった対策をとりますので、結果が見えるだろうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 海岸地区につきましては、下水の特別会計の方で波打浜、それ

から町内ということで、仮設ポンプの設置する経費を計上させていただいております。それで、下水につきましては、対応の仕方としては内水排除ということで考えております。それで、海岸地区、ご存じのとおり、港湾の護岸なんですね。それが大変被災しております、特に水族館前、それから観光協会前、それから栈橋付近もそうかと思えますけれども、そういった部分から護岸の被災で、そこから地盤沈下によりまして漏水していると。そしてあの海岸地区は下水の排水処理区では、今まで自然排水の区域でございました。それが地盤沈下によりまして、内水の排除が滞るといような措置で考えております。それで、護岸の方の補修が前提なんでございますけれども、県の方にも町長の方で要望書なり出してやっておりますけれども、現実にはなかなか手が回っていないなというようなところでございます。それでも私たちとしては建設課、それから水道の方で地区を分けまして対応したいということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） いいですか。他に質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第72号平成23年度松島町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第5 議案第73号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第73号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予

算（第2号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第73号

平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成23年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,060万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年8月19日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第73号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東北地方太平洋沖地震の被災者に対する国民健康保険税の減免分として、平成22年度国民健康保険税の第12期分の還付金を補正し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。また、今回の減免分につきましては、追って国より財源措置されるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第73号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第74号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第74号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第74号

平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成23年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,499万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年8月19日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第74号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成22年度介護保険料の還付未済分について補正し、財政調整繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第74号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第75号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第75号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第75号

平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,608万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億390万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年8月19日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第75号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、7月に災害査定がありました公共下水道施設の災害復旧事業及び地震に伴う地盤沈下による内水排除仮設ポンプ設置工事について補正し、公共下水道施設災害復旧事業費負担金及び補助災害復旧事業債など、これらの財源を精査し、一般会計繰入金

増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 下水道なので、今小幡副議長が前の一般会計の方でも質問ありましたこの波打浜と町内地区ということであります。観光協会、前に、今毎日高潮で仮橋つくっていただきました。あれは非常にありがたいということであります。そういうことで今回あそこの高潮、地盤沈下がざっとしているものでございますので、観瀾亭まで今水が上がっている状態ですね。きのうも大体5時半ごろ、ずっと大体40分から50分の間で皆さん引き潮まで来ると。ということで、きのうも住民の人が45号線何だべと。こう真ん中を歩いてくるんですね。あらあららと思ったら、やっぱり通れないという状況なんです。そういうことで、これ強制的にポンプを設置していただくというような提案なんですけれども、まず、どこにポンプをするのか。

それからあれだけの水を排水するというようなことでもありますので、海岸地区の場合はやっぱりあそこ、マンホールの方から排水の方か何かふたがあかっているから、そこからだあと逆流してくるわけですね。それに負けないくらいの排水の能力を持った機械でなければだめだと、こう思いますのでね。その辺のことをどうお考えになっているのか、お願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 現状は色川議員さんがおっしゃったとおりかと思っております。それで、今回計上させていただきました仮設ポンプにつきましては、高潮が来る一番の満潮時の1時間前後がああいった状態が出るということかと認識しております。それで、我々全部海の水をくむということはなかなか無理があるのかなというふうには考えております。そして、先ほども言いましたとおり、やはり護岸の補修、あるいは応急復旧ですね。そういった面と、それと仮設ポンプで仮設ポンプも通常今までしておりますと、レストハウス前ですと国道さんが対応しております、150ミリですか、1台を対応したようでございます。その辺を私たちが想定しております。それで、護岸の方の応急の方をぜひ急いでやっていただきたいということは今後も県の方に働きかけていきたいと思っております。それと、県との連携の中で、応急排水をしたいというふうには考えております。

それで、場所につきましては、今も言いましたけれども、観光協会前、それからあとは水族館の脇ですか。それから、あとはグリーン広場の真ん中のあたりですね。あれが結構今はちょ

っと目立たないんですけれども、浸水面積エリアが大きいものですから、豪雨時にはちょっとあふれるのかなというようなことで想定しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 大潮も今回の大潮は終るといことなんでございますけれども、やっぱり観光客ですね、あそこのところちょっと、今夕方だから、今満潮になるのは、ですから余り観光客も歩かない時間帯かもしれませんけれども、やっぱりあの辺、道路、本当に渡れないんです、今。そういうことからして、あの辺の対応をやっていただければなど。板を敷くとか、そんなことでは、ちょっと景観上とか、いろいろなことがありますので、とにかくあそこを渡れないというようなことで、何とか考えていただければと思っております。

それから、浪打駐車場ですね。あそこも大雨降りますと、あそこは当然県の対策なんですけれども、大観荘の前の、ちょっとでも雨がザアッと降るとすっかり冠水になって水になるというようなこともあります。その辺も当然対策を練って、県の方をお願いしているかなと思えますけれども、現状の対策、今後どうなるのか、いつごろそういうふうに対策になれるのか、わかる範囲で示してください。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 浪打浜の県営駐車場につきましては、内水の雨水のフラップ弁が津波の影響によりまして砂が堆積して作動しなくなったということもございまして、県と、県観光課、港湾観光に早急に申し入れいたしまして、港湾課におきまして、フラップ弁の砂を除去しておりますので、雨水対策の心配は今の現状のところは回復しているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、特に海岸地区に住んでいる伊藤酒屋さん、あの辺ですね。毎日毎日水浸しで、まず松島の渡波みたいな状況になっているわけでございます。そういうことで、こういうふういきょう議決になりましたら、やっぱり担当課が行きまして、このようにいたしますのでというようなことで説明、私たちも行きますけれども、なお担当の方にも、毎日やっぱり小幡副議長もこの間言われたと、緑山議員も言われていると。みんなそういうふう言われているわけでございますので、ひとつ対応の方を、私たちも行きますから、役場の方も広報、説明をしていただければと、こう思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 1点だけお聞きをしますが、7ページですか。災害復旧の事業損失補償

があるわけでありますが、これはどんなふうに補償されるのかですね。この事業概要を見ますと、補償補てん及び賠償金、下水道災害復旧工事に伴う上水道管移設補償、下水道災害復旧工事に伴う事業損失補償となっているわけでありますが、この損失補償はどこにどう行くのかお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） これにつきましては、今回下水道管渠の災害復旧をやるわけでございます。それで、図面で言いますと赤で線状になっているのが路線的に災害復旧する箇所になります。それで、通常の下水工事の開削工事でいきますと、家屋の事前事後調査、そういったものを行っております。それで、下水工事に関していろいろな支障が出たもの、それを事後の調査をしまして、補償をするというようなことをしております。それを想定しております。

そしてまた、あと水道管につきましては、開削で切り回し等ありましたら、そういった経費につきまして水道事業所の方に補償をするということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これはこうなんですよ、22の補償及び補填及び賠償金として金を出す。受け入れがないんですよ。工事ならば、このところに工事費に入ってこなければいけない。今のやつだと補償をするわけでしょう。今その話があったのからいくと、事業損失補償を出すと、こういうようなことでしょうか。そうすると受け入れがなければならない。受け入れないところに支出してどうするんですか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） これの支出の受け手側としては、家屋調査、家屋被害があった個人、そしてあとは上水道につきましては水道事業所が受け手になるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから上水道については水道事業所が受け手になる。そうすれば、上水道事業、水道事業会計で受けなければおかしくなりません。出して受けるところないんだから。受けるところ全然ないわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） これにつきましては、今から工事が入っていくわけですね。それで今事前に全部この家はこのくらいとか、あるいはこの配管はこのくらい回さなければならぬという金額は把握していません。現場に入った状況の中で、それを把握いたしまして、あと相手方と損失契約書を結びまして、支払うということになります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 受け手いないところに出すんですよ、予算で。おかしくありませんか。だれが見たっておかしいでしょう。受け手に1回、受け手でも予算措置をして、そいつが今水道事業所長が言ったように受け手の額が少なくなれば戻すと、こういうふうな措置をしなかったらおかしくないですか。出しっぱなしで、予算を出すために予算を組むんですから。これは町長だと思いますよ。町長、管理者として、受け手いないんです、受ける方、出すところだけで。おかしくありませんか。会計処理でおかしいでしょう。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 下水道工事の通常の予算措置を申し上げますと、工事費を計上して、そして事業、こういった補償補てんを計上しています、当初予算で。そして、工事が入って、それで増減あるわけですね。そういった場合に補正をして対応しているということでございまして、最初の工事が入る前はなかなか受け手が確定していないと。それは尾口議員が言われるとおりなんでございますけれども、そういう対応をしております、工事が動いている中で、その経費を把握して行って、後で最終的な精算で補正になるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そんなこと理屈になりませんよ。そういうなのならば、そういうふうな確定してから予算措置するんですよ。予算措置してから、その今から何ぼになるんだかわからないから、受け手の方にはまだ出さないんだよと。だけれども出すんだよと、こっちは。特別会計ではね。こんなことはおかしいでしょう、受け手がない予算というのは。必ず出したら受け手がなければならないですよ。財務課長か総務課長でいいんですが、おかしくないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） この工事はまだ始まっていないと。今後工事をして、今水道所長は水道ということを言いましたけれども、民間でも、水道も事業者ということもありますけれども、今後工事をして行って、補償補てんとか必要な場合の予算計上、想定される数値として今のところやっていると。ですから、実際工事をやって行って、事前に調査はしていますけれども、工事に入って、調査後に発生しなければ、これはそのまま不用額になるということになります。これが一般会計とか、ほかの特別会計であれば、当然それと別な会計の方でプラスの歳入が計上されなければならないと思いますけれども、水道事業は別な事業というとらえ方なので、こういう形になるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 議長、もう1回確認してくださいよ。上水道管移設補償をするんですよ、この説明は。今の総務課長のやつは、下水道で別なものがあるかもしれないと。上水道で出てこないかもしれないというような話ですよ。ところが、これは下水道事業特別会計の補正で、歳出を出すんですよ。水道に出しますよと。補償しますよと。だから、補償額はわかりませんと。わからなかったら予算を組めないでしょう。だから、予算を組んだら、補正をすると。下水道も水道も補正をすると。わからないのに、議会で何を議決すればいいんですか。わからないのはわからないからやっておくんだと。あとはおらほでするんだから、あんたら「うん」と言えばいいと。これと同じなんですよ。これは間違いなくおかしいですよ。出して受け手がないところに出すと。これはおかしい。

○議長（櫻井公一君） 事業損失補償について明快な答弁を求めます。高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 予算のつくり方として、尾口議員の手法もあると思われます。ただ、今回は、この損失補償というのは、補助対象ということで、災害の対象ということで、後で補正とかではなくて、同時並行で予算の積算の中でおおよそ考えられるであろうという積算見積もりで予算を計上しているということです。ですから、移設、穴を掘ってみて、多分このぐらいというのは水道事業所では想定していると思います、上水道、下水道が同じ事業所なので。ただ、それが実際掘ってみて、どのくらいの補償になるかという確定がなってからこの補助金で下水道特別会計の方から100万円のうち10万円だったら10万円が確定して行って、あと水道事業の事業会計の方で会計処理がなされるかと思います。これはあと、水道事業所でなければ、それは当然尾口議員の言われるとおり、一般会計であれ、特別会計であれ、同じようなテーブルで、今回の臨時議会の中で補正をしなければならないとは思いますが。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） こっちでは下水道会計では出すんですよ。水道は受けられないんですよ、何ぼになっても。何ぼになってもわからないんだから。受けるのはないんだから、金。いいですか、この補償補填について、受けるのはないんですよ。受ける金は。だから、また議会を開かなければならないんですよ、受けるので。受けるのがないんですから。だから、今までも同じなんですよ、下水道会計に繰り出しをする。余ったから返すというのようなのはありますよ、今までも。予算でも、決算でも、補正でも、決算でもあるんですよ。使わなかったから返す、当然なんですよ。だから、1回使うだろう額を予算というのは使うだろうが額だから、使うだろう額を予算で議決をして、そしてやる。そして、使わなかったから戻す。これが何なんじゃないですか。受けられないんだよ。予算を受けるのがないんだから。ここに使ってから、余

ったから返すんだと。これはないでしょう。全くおかしいと思いますよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） それは事業会計でなければ、そういう考えになろうかと思われま。松島は一つですから、特別会計というのは本当は一つの一般会計全部でやるべきということになりますけれども、事業ごとに分けるということで、特別会計があつて、一般会計、特別会計でやり取りする場合は、歳入歳出、両方プラスマイナスになると。ただ、水道事業所は、事業という管理者がいて、ある程度切り離しているということでもありますから、今回の補償補てんとなれば、金額が確定していないということになりますから、水道事業会計は、予算措置とか、会計処理は後日になろうかと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 受けられないんじゃないですか。だって、町長1人いたからっていったって、特別会計なんですよ、上水道特別会計なんですよ。出す方はいいですよ、議決してもらえば出せますよ。ところが受け取る方は、この金を受け取れないんですよ。受け取る議決をしていないわけですから。何ぼ水道会計だって。水道会計だって、受け取る何をしていないところに、ああいいんだいいんだこっちに議決しているんだから、町長1人だからと。これはないですよ。間違いなくないと思ひますよ。そういうふうなことがあるんだとすれば、だから、その資料を出してくださいよ、そういうようなのができると。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） これは下水道は、特別会計ということで、一般会計と同じと。上水道は事業会計ですから、会計処理が同一のテーブルにはのらないということになります。ですから、ここで100万円が歳出になって、予算措置して、全部の受け手をするかというのと、上水道の事業会計は企業会計ですから、特別会計と違ひますから、それはここの中では水道の上水の企業会計の処理は今回ここにプラスマイナスでしなくてもよろしいと。それはもう資料というのは実際はありません。どのような形というのと、一般会計、特別会計、企業会計の基本的な考え方の中でこのような会計処理もよろしいと思ひております。尾口議員の言われるそういう会計処理もあるということだと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今の総務課長のような考え方からいくと、特別会計、水道事業会計なんか一般会計から繰り入れなどしていくことないっちゃ。決まってから受ければいいんだから。今みんなしているでしょう。一般会計から繰り入れして、人件費から何からみんなしているで

しょう。そういうようなことする必要がないんですよ、そうだとすれば。だから、こういうふうな会計処理ができるんだとすれば、何かなければ、ああ大丈夫なんだ、いいんだでは済まされないと、私は……。受け手がないんだから。ここの下水道の上水道の移設管を補償だけで、一般の人さの補償がある。その分は行かないと思いますよ、こいつの分からね。そういうようなものを含むんだとすればね、行かないと思います。ところが、上水道に行くのは、必ず予算措置しておかなければ受け取れないんだから、そっちが。工事を終わってから、払ってから、差っ引きしていいだよ。こういうようなことにはならないでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一般会計から水道事業企業会計に、頼む場合で同じ当初予算とか、補正で行く場合は、例えば消火栓の移設をお願いしますよという場合は、一般会計でお願いする分を計上して、水道事業所でわかりましたという、その工事費が計上されると。あとは起債で企業債があります。その中で町が当然国の指導の中で町で負担するべきということで繰出金が発生します。その分は同じテーブル、議会の中でやるということです。今回のこれは、補償補てんということで、人件費とかは繰り出しはしたことはありませんけれども、基準の中でやる場合はそれは別として、今回は補償補てんということなので、若干趣旨が違うのかなということで、このような補正予算にしたということです。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 補償補てんするのは人件費まで含むんですよ、補償工事だから、人件費まで含む。含んだやつを全部でこのぐらいにしてくださいとやるわけですよ。だから、予算を組むんでしょ。そのぐらいにならないかもしれない。今言ったような水道だって同じなんです。消火栓してくださいと。100万円ですってくださいと行ったけれども、50万円にしかならなかったと。余れば50万円返すわけでしょう。同じなんですよ、補償も工事も。今の考え方からいったら、どんぶり勘定になるんですよ。町長は1人だからいいだよと、みんな。そういうようなことにはならないと思うんです。だから、そういうふうなものがもし可能なんだと、今総務課長が言ったようなことが可能なんだというふうなことになれば、何かあるわけでしょう。何もない、おれ言っているが正しいんだというようなことだけではならないと思いますよ。国、全国どこでも水道をやっているわけですから、そういうふうなものがあれば、資料として出しなさいよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 資料ということですけども、今回ののは一般会計、特別会計という

一つのグループというか、枠の中と。水道は企業会計ということです。確かに移設で幾らということが通常の当初予算とかであれば、消火栓とかというのは100万円ととりあえず頼みますよという予算の見積もりで、じゃあ水道も100万円という予算の見積もりで計上すると。当然どんぶり勘定ではなくて、予算措置のときもある程度概算の見積もりで予算計上をしております。あとは実際やってみてから、精算になるとは思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） ちょっと内容、この初原愛宕処理区下水道災害復旧工事と高城・磯崎の関係、この災害の内容をちょっとどういう災害を受けたんですか。これだけの距離と、マンホールはちょっと浮き沈みの関係だと思うんですが、ちょっと幹線のこの災害を受けた内容をどういう内容の災害だったのか、その内容だけ教えてください。この文章だけでどういう災害なのかつかめないものだから。

○議長（櫻井公一君） 佐々木副所長兼下水道班長。

○副所長兼下水道班長（佐々木 功君） 下水道の災害では、下水道施設、管渠、まずこれは浄化センターを除いては下水道の管渠なんですけど、管渠については、すべて自然流下で浄化センターまで排水しているわけです。その場合、市街地を見ると、マンホールが突き出たり、路面が下がっていたり、そういった状況になっています。その箇所について、すべてカメラを入れて調査をし、そうした場合、一定のたるみがあったり、上たるみとか、下たるみ、あるいは下水でいう流速、一定勾配がとれないと流れないということで、流速からいうと0.6メートル、それを確保できない勾配については災害復旧の対象ということで、それらを調査した結果、その災害復旧計画ということになってございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第75号平成23年度松島町下水道事業

特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成23年第7回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時46分 閉会